

令和3年1月15日

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

埼玉県知事
大野 元裕
千葉県知事
森田 健作
東京都知事
小池 百合子
神奈川県知事
黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

一都三県では、新型コロナウイルス感染症の急拡大が続いており、現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下にある。

今ここで、実効性のある対策を迅速かつ確実に講じ、感染拡大を食い止めなければ、医療提供体制の崩壊や社会経済活動の停滞は避けられず、都民・県民、国民の「命と生活」に更に深刻な影響を及ぼすこととなる。

そうした危機的な事態を何としても回避するためには、国と一都三県が一層連携して、徹底した人流の抑制をはじめとする感染拡大防止対策を展開するとともに、それを支える制度を整えることが必須である。

そこで、通常国会に改正案が上程される予定である新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法について、現場の実態や課題をしっかりと踏まえ、早急に法改正を行うことを強く要望する。

要 望

- (1) 現行の特措法第24条及び第45条に基づき都道府県知事が行う要請や指示を行うにあたり、事業者に対して、立ち入り検査、事前通知としての勧告等、それぞれに都道府県知事の権限を強化する規定を設けるとともに、それでも応じない事業者に対して、過料等の罰則に関する規定を設けること。なお、罰則に関しては、実際に適用する際の課題を含め、指針やガイドラインを示すなど検討を行うこと。
- (2) 休業・時短等の要請に応じた事業者や、都民・県民への外出自粛要請の影響を受けた事業者に対して、十分な支援措置を義務付ける具体的な規定を設けること。
- (3) 必要な医療提供体制を確実に確保するため、医療機関に生ずる空床の発生、外来患者の減少等に伴う損失や負担が生じないように、国において財政的な措置を講じた上で、都道府県知事が病床の確保や医療の提供等について、医療機関に対し協力依頼できる実効性ある根拠規定を設けることを検討すること。
- (4) テレワークや時差出勤が着実に促進されるよう、事業者への要請などについて、法的措置も含め検討すること。
- (5) 特措法による基本的対処方針等の策定・改定にあたっては、あらかじめ都道府県との協議・調整を行うこと。
- (6) 法改正にあたっては都道府県知事の意見を事前に十分に聞くこと。

- (7) 保健所が行う積極的疫学調査や濃厚接触者に対する健康観察の協力義務を設け、協力しない場合の罰則など実効性を確保できる規定を設けること。
- (8) 宿泊療養や自宅療養の法的根拠となる規定を設け、その位置づけや目的を明確にして、感染拡大防止策の実効性を高めること。
- (9) 民間検査機関等で陽性となった場合に、医師による診察と保健所への発生届に確実に繋がる規定を設けること。
- (10) 都道府県知事が、管内全域を一元的に総合調整できることが特措法に規定されているが、さらにその権限を強化するため、都道府県と保健所設置市の関係を含め必要な規定の整備を検討すること。